

教 育 委 員 会 会 議 錄

平成29年5月11日（木）

午後1時30分 開会

午後2時11分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、松本真理子委員、則竹伸也委員、廣美里委員、大須賀憲太委員
広沢憲治委員

3 説明のため出席した職員

後藤由紀夫事務局長、永井勇一次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長
橋本礼子生涯学習スポーツ監、須田文清総合教育センター所長、横井英行総務課長
野村均教育企画課長、額縫知行財務施設課長、稻垣直樹教職員課長
林一也福利課長、富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長
柵木智幸義務教育課長、北島淳特別支援教育課長、靈池恵量保健体育スポーツ課長
安井健治文化財保護室長、馬場茂インターハイ推進室長、黒沢正行健康学習室長
稻垣宏恭教育企画課主幹、加藤吾郎教職員課主幹、小林整次教職員課主幹
高橋寿人高等学校教育課主幹、伊藤克仁義務教育課主幹
宇都宮裕人教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項（2） 公立学校教員の懲戒処分については、
人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 損害賠償請求事件について

稻垣教職員課長が、損害賠償請求事件について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項
の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第5号 教育委員会事務局職員（小中学校教員関係）の任用に関する「要領」
策定を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(大須賀委員)

県立学校教職員と同様の事務局職員の任用の推薦要項が、小中学校教職員にはないのはなぜか。

(稻垣教職員課長)

教育公務員特例法で、県教育委員会に勤務する専門的教職員の採用は、選考によるものと定められている。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、「指導主事は教育に関する識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について、教養と経験がある者でなければならない」と指導主事等に必要な資質及び能力について定められている。

そのことを踏まえ、市町村教育委員会が推薦してきており、県教育委員会は、市町村教育委員会からの意見及び当該教員の実績などを勘案して、小中学校教職員の事務局登用者を決定しており、推薦要項を作成する必要は必ずしもないと考えている。

(広沢委員)

事務局職員任用の推薦要項がないことによって、何か支障は生じているか。

(稻垣教職員課長)

推薦要項がなくても、事務局登用者に必要な資質能力については、先ほど申し上げた地方教育行政の組織及び運営に関する法律に書かれており、市町村教育委員会もそのことを十分に理解している。

県教育委員会としても、市町村教育委員会からの意見と当該教員の実績を勘案して、事務局登用しており、支障は全く生じていない。

請願第6号 法・規則・通知に則り全教職員の労働時間数記録作成を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

事務職員、用務員、短時間再任用教員及び県立学校非常勤講師については、在校時間等の状況記録の対象外としているとのことであるが、在校時間や勤務時間の把握をどのように行っているのか。

(稻垣教職員課長)

通常勤務における、事務職員や短時間再任用教員及び県立学校非常勤講師の出退校は、管理職の現認により把握している。

事務職員及び用務員が、正規に割り振られた勤務時間を越えて従事する場合には、アイシステムにより時間外勤務申請を行うことにより、正規に割り振られた勤務時間を越えて行う始業、就業時間を把握している。

短時間再任用教員及び県立学校非常勤講師が、正規に割り振られた勤務時間を越えて業務に従事する場合には、勤務時間の割り振り変更を行うこととしている。この際には、勤務時間の割り振り変更簿により始業・就業時間を把握している。

(則竹委員)

事務職員、用務員、再任用短時間教員及び県立学校非常勤講師が、定められた勤務時間以外に働いた場合、給与上はどのように対応しているのか。

(稻垣教職員課長)

事務職員及び用務員は、時間外勤務手当として対価が支払われている。

また、常時勤務の教員は、給与月額の100分の4に相当する額である教職調整額が支給されているが、短時間再任用教員も常時勤務の教員と同じ扱いである。

また、県立学校非常勤講師については、担当する授業の準備等も評価して、年間の報酬額が定められている。

請願第7号 「あいちの教育ビジョン2020」が、教育基本法重視で作られていない請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

請願第8号 愛知県教育委員会が所有する文書については、行政文書開示担当者(総務課)が請求に応じて、すばやくわかるような体制(判別できる体制)を確立とともに県内の教育情報に関する情報収取を素早くおこなうことを求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(松本委員)

請願項目1について、請願者の口頭質問に対し、「日進市の小中学校間で交わされた部活動に関する覚書」について、「作成又は取得していない。」と回答したにもかかわらず、その後請願者が行政文書開示請求書を提出すると、当該文書が開示されたとあるが、このあたりの経緯について説明していただきたい。

(横井総務課長)

今年の3月10日に、行政文書開示請求の窓口となっている県民生活課情報コーナーに来庁された請願者から、①の日進市の小中学校間で交わされた部活動に関する文書及び②の豊橋市が部活動の朝練習中止に関する文書の有無について、県民生活課情報コーナー職員を通じて、総務課担当職員が口頭で質問を受けた。

内容が小中学校に関するもの及び部活動に関するものだったことから、保健体育スポーツ課及び義務教育課の所管と考え、2課の職員に確認したところ、「そのような行政文書を作成又は取得していない。」との回答を得たため、県民生活課情報コーナー職員に伝えた上で、念のため、請願者に直接伝えた方が良いと考え、西庁舎10階にお越しいただき、保健体育スポーツ課及び義務教育課職員から直接「そのような行政文書を作成又は取得していない。」ということを伝えた。

しかし、納得できない請願者から同月13日付で正式に行政文書開示請求書が提出された。開示請求された内容の確認のため保健体育スポーツ課の

担当者から請願者に連絡し、「そのような行政文書を作成又は取得していない。」旨を再度お伝えしたところ、請願者との会話の中で他課に存在する可能性が考えられたので、改めて確認したところ、教職員課で①の文書を取得していることがわかったため、同月 27 日付けで適切に行政文書開示決定を行っている。

なお、②の文書については、県教育委員会として作成又は取得していない。
(大須賀委員)

請願者は、行政文書開示請求への対応について、担当者の思い込み若しくは経験上からだけでは部署が多くすぎると考え、行政文書開示請求事務を正確に行うために、資料等も含む行政文書について、各課で受け取った時に、文書についての整理をするよう求めているが、このことについてどのように考えているか。

(横井総務課長)

行政文書開示請求の手続きについては、愛知県情報公開条例第 6 条において、開示請求をするものは行政文書開示請求書を提出しなければならないと定められており、行政文書開示請求書の受理をもって正式な開示請求があつたものと理解している。

行政文書開示請求書提出前の段階での口頭での質問に対して、確認が不十分な面があったことから、今後、口頭での質問の段階における対応をより慎重に行う必要があると考えている。しかし、今回の行政文書開示請求書の処理に関しては、文書を管理する課を特定し期限内に処理しており、条例に従った適切な対応をしたと考えている。

(広沢委員)

教育に関する情報収集や県民への情報提供については、どのような考え方、方針により、行っているのか。

(野村教育企画課長)

愛知県情報公開条例においては、「実施機関は、県政に関する正確で、かつ、わかりやすい情報を県民に積極的に提供するよう努めなければならない。」とされている。

また、本県の広報広聴アクションプランにおいても、広報広聴活動の行動方針として、「県民が求める情報をスピード感を持って適切に提供します」という方針が掲げられている。

各課は、こうした規定等の趣旨を踏まえ、情報収集と県民への情報提供に努めているところであるが、どのような教育情報を収集するかについては、各課がそれぞれの業務の中で必要性を判断しながら行っているところであり、また、収集した情報の県民への公開についても、情報公開条例などの関係法令を踏まえ、各課が判断して行っているところである。

(松本委員)

行政文書開示請求書が提出された際の事務手続き上の問題点はないとの説明を受け、安心した。

しかし、請願者から口頭で確認を受けた際に、もう少し慎重な対応をしていれば請願者の不信を招くこともなかつたと思っている。

反省すべき点は反省し、今後も情報公開制度の趣旨に鑑み、業務はたくさんあるが、より適切な対応を行っていただきたい。

7 議案

第16号議案 平成30年度県立愛知総合工科高等学校専攻科の入学者選抜の実施について

柴田高等学校教育課長が、平成30年度県立愛知総合工科高等学校専攻科の入学者選抜の実施について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

特別推薦選抜を一般選抜よりも早く行うわけであるが、合格割合は特に公表していないのか。

(柴田高等学校教育課長)

この募集要項で公表することは考えていない。

(廣委員)

ここで教えてもらうことはできないか。

(柴田高等学校教育課長)

今までの実績でいうと定員の5割ほどを特別推薦で決定しており、今回も5割は確保したい。上限は8割まで可としている。

(松本委員)

資料の4に、「その他詳細については、指定管理法人が指示します。」と記載がある。この選抜試験は、指定管理法人が業務を行うのか。

(柴田高等学校教育課長)

指定管理法人の業務の中に「入学者選抜の実施」があるため、入学者選抜業務は指定管理法人である学校法人名城大学が行う。

第17号議案 平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について

柵木義務教育課長が、平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題 訴えの提起については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

協議題 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他
な　し

10 特記事項

- (1) 平松教育長が今回の会議録署名人として大須賀委員を指名した。
- (2) 加藤正徳氏から、法・規則・通知に則り全教職員の労働時間数記録作成を求める請願について、今枝正晴氏から、「あいちの教育ビジョン2020」が、教育基本法重視で作られていない請願について、宮崎邦彦氏から、愛知県教育委員会が所有する文書については、行政文書開示担当者（総務課）が請求に応じて、すばやくわかるような体制（判別できる体制）を確立するともに県内の教育情報に関する情報収取を素早くおこなうことを求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、平松教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 4名 記者 1名